

第 6 2 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 平成 29 年 7 月 27 日 (木)

午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

場所 岩手県民会館 第 1 会議室

出席委員

井良沢 道也	委員	岩手大学農学部教授
上田 東一	委員	花巻市長
川村 冬子	委員	森林インストラクター
神田 由紀	委員	(株)岩手日報社報道部長
倉島 栄一	委員	岩手大学農学部教授
近藤 とし子	委員	葛巻町商工会女性部部長
高橋 早弓	委員	岩手県森林・林業会議常務理事
高橋 弘美	委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
服部 幸司	委員	不動産鑑定士
平山 順子	委員	自然公園保護管理員
福士 好子	委員	岩手県農業農村指導士協会事務局長
細井 洋行	委員	西和賀町長
芳沢 莖子	委員	岩手県教育委員

(五十音順)

1 開 会

[事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

本日はお忙しい中、当審議会に出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第 62 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

私は、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の藤村でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、会議の成立について御報告いたします。本日、御出席いただいている委員の皆様は、委員総数 17 名中、13 名であり、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定における半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、会議の公開についてでございますが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日は公開することとして進めさせていただきたいと存じます。

2 挨拶

[事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

はじめに、津軽石環境生活部長より挨拶を申し上げます。

[事務局] (津軽石環境生活部長)

環境生活部長の津軽石でございます。

本日はお忙しい中、また暑い中、委員の皆様方にはこの会議にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、本県の土地行政の推進につきまして、御協力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

県では、国土利用計画法に基づきまして、本県の土地行政の基本となります「国土利用計画岩手県計画」、それから、これを受けました「岩手県土地利用基本計画」を策定いたしまして、適切かつ合理的な土地利用の推進に取り組んでいるところでございますが、当審議会におきましては、これらの計画の策定・改定に当たりまして、御審議をいただいているところでございます。

このうち、「国土利用計画岩手県計画」につきましては、昨年、当審議会からの答申をいただきまして、改定しているところでございます。この県計画におきましては、「人口減少」、「高齢化」、「財政制約」などといった外部環境を受けまして、適切な今後の県土の管理・利用の質的向上というような考え方で、計画を策定しているところでございます。

今般、この計画の改定内容を受けまして、「岩手県土地利用基本計画」を改定する必要性が生じたところでございます。

本日は、この土地利用基本計画の素案につきまして、御説明いたしたいと考えてございます。その後、国や市町村との協議等を経た後、次の審議会におきまして最終的な御審議をいただくというようなスケジュールで考えており、今年度中の改定を目指しているところでございます。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様方の御忌憚のない意見交換をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

3 資料確認

[事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料につきましては、事前に委員の皆様へ送付しており、本日御持参をお願いしておりましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第、資料一覧、委員名簿、事務局名簿、配席図、資料1-1、1-2、1-3、1-4、資料2、参考資料1から4-3までとなっておりますので、御確認をお願いします。

なお、本日の出席者につきましては、名簿及び配席図で御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 議 事

[事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは議事に入ります。議事の進行は、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が務めることとされており、井良沢会長に以後の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【井良沢会長】

本審議会の会長を仰せつかっております、岩手大学農学部の井良沢と申します。大変不慣れな司会になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には御多用の中、また、大変お暑い中御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、つい五日ほど前ですが、記録的な大雨によりまして、特に隣の秋田県では各地で被害が発生し、岩手県内でもいくつかの地区で避難勧告が発令されました。

現時点でも、まだ梅雨は明けていないということで、本州の南には強い台風5号や9号が近づいており、災害への懸念がまだ心配されているところでございます。

先ほどの津軽石部長の御挨拶にありましたように、皆様方に審議していただきます土地利用基本計画は、国土利用計画と並んで、県民が安全で快適に暮らせるような土地利用の在り方を示すもので、重要なものであると思います。

委員の皆様方におかれましては、県を代表するそれぞれの分野を網羅している審議会でございますので、是非、貴重な御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、高橋弘美委員と平山順子委員のお二人にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について

【井良沢会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】（高橋主任主査）

（資料1-1「土地利用基本計画（計画書）の改定について」を説明）

【井良沢会長】

はい、只今事務局から、国土利用計画の概要、岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定にあたっての考え方、計画書の素案、改定スケジュールなどについて説明していただきました。

説明によりますと、土地利用基本計画書は、国土利用計画を基本にすることとされているとのこと、我々は、本日お示しいただいた「岩手県土地利用基本計画（計画書）素案」について、国土利用計画第五次岩手県計画との整合性という観点から、意見を求められているということになります。

只今事務局の方から御説明がありました事項について、皆様から御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

【上田委員】

今回のこの土地利用基本計画書（素案）については、国土利用計画岩手県計画、そして国の要領に基づくもので、或いは法令による制限がある。そのような中で、岩手県独自のものを出すというのは難しい状況にあると思います。その中で、御説明いただいたポイントは、方向としては素晴らしい。

そのように行くべき方向が網羅されていると思います。それを前提といたしまして、2点だけお話しさせていただきます。

1点目は、都市地域について「郊外への拡大の抑制」、「都市機能や居住を中心市街地へ誘導」。これは、方向性としては大事なことであると思っています。

花巻市では立地適正化計画をつくり、その中で居住誘導区域を2箇所に限定し、そこに誘導しようと、ただ、強制的なものはないということでやっております。この場合、この土地利用基本計画の素案にある、「郊外への拡大の抑制」、「都市機能や居住を中心市街地へ誘導する」を具体的にどうするかというのが大きな課題になると思います。

花巻市を含めて県内の盛岡を除く多くの都市は、市街化区域と市街化調整区域を設定していないわけです。今の段階で市街化調整区域を設定して、郊外への居住地域の拡大を防ぐというのは実質的には不可能だと思っています。そういう中で、どうやって郊外への拡大の抑制を図るのか、或いは中心市街地へ誘導していくのか。目標としては素晴らしいと思うのですが、手段というのは簡単には出てこない。そうすると、この部分については、岩手県或いは県内の各市町村だけが考えるのではなく、国も含めてしっかりした対策を考えなければいけない。特に誘導について、立地適正化計画だけで十分なのか、その点、国にもしっかり考えていただく必要があると思いますので、岩手県から国に対してしっかりお話しさせていただきたいと思っています。

2点目は、農業地域、「優良農地の確保」です。これも大変重要なことです。

花巻市の場合は1万2千ヘクタールの水田地帯があり、現在も7千ヘクタール程度で食用米を生産しています。大変重要な産業でして、米の生産を守っていくためにはコスト低下が必要であり、我々としては圃場整備を進めるとともに、農地中間管理機構については3千5百ヘクタール程度やっております。農地中間管理機構を通して農地の集約については、おそらく全国で1番だという状況だと思います。そういうことで、優良農地の確保は非常に重要だと思っていますが、一方、国全体で毎年8万トンの食用米の減少が見込まれております。そうしますと、農地の確保といった場合ほとんど水田の確保に等しいと思いますが、そのように水田を確保するというのと、8万トンずつ減っていく食用米を減らさなくてはいけないため、国が多大な支援・補助をして飼料用米に転換していますが、これを将来的にどうするのかというのをもう少し考えてみる必要がある。優良な水田を確保するのは大事なのですが、それだけを考えていくというのは早晩無理が出てくるのではないかとということ。もう一つは、県南地域はトヨタ自動車を中心とした工業地域となっておりますが、この工業団地の土地はそろそろ十分ではなくなっている状況です。その中で原野を開拓して工業団地を造ればよいが、競争力を考えた場合に、高速道路のインターチェンジの傍である必要がある。そういう観点からすると、岩手県の工業生産を守っていくために、農業用地であっても場合によっては工業団地に転換するというのも可能性の問題として考えていかなければならない。その観点をしっかりお考えいただくとともに、国と話し合っていたいただきたい。

【井良沢会長】

事務局からお答えできればよろしく申し上げます。

【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）

只今は、上田委員から高い見地からの御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。都市地域と農業地域の関係、それぞれ重要な観点での御指摘であると思っています。我々も土地利用関

係の部署として、只今いただきました御意見を踏まえまして、関係部局といろいろ意見交換して参りたいと思っています。

関係部局から何かコメントがあれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

[上田委員]

今の話しに付け加えますと、昨年、全国知事会或いは全国市長会等が中心となって国に対して働き掛けて、農地転用許可について4ヘクタールを超える部分についても市町村に権限移譲できることとなりました。岩手県内においては未だ進んでおりませんが。

この農地転用許可の後に、農業振興地域の除外についても市町村に権限移譲できるようにしようという動きがあります。全国知事会や全国市長会においてもそういう議論を行っています。

この課題については、要するに、必要な場合には都市計画の中に入れてほしいという知事や市町村長の意見があるということです。この農地の問題についてはその点も含めて、全国知事会や市長会の意見を踏まえて、国との調整をしていただければありがたい。よろしくお願いします。

[事務局]（環境保全課小野寺総括課長）

大変重要な御指摘と受け止めました。

[事務局]（農業振興課柏原農地・交流担当課長）

農地転用許可については、昨年から国が指定する市町村に権限が委譲されることになりました。農業振興地域については、すでに市町村で設定・除外するものですが。

[上田委員]

農業振興地域の除外については市町村権限となっていますが、基準があつて、実質的には国あるいは県との調整をしなければ、農業振興地域の除外はなかなかできないという実態にあります。

それを踏まえ、全国市長会の議論として、農地転用許可だけでなく農業振興地域の除外についても、もう少し柔軟性を持つようにするべきだという意見が出ております。

[事務局]（農業振興課柏原農地・交流担当課長）

そういう状況を踏まえ、これから検討していきたいと思えます。

[井良沢会長]

他の委員の皆様、御意見ございましたらよろしくお願いします。

[倉島委員]

上田委員の発言と若干重複しますが、都市分散といいながら、現在盛岡では岩手医大が矢巾に移転しますし、資料1-3の3ページには、「森、里、川、海の連環」との記述がありますが、これは10年ほど前からいわれており、非常に抽象的な概念で具体性に欠けると感じています。

それから、「農業の多面的機能」という記述がありますが、「農業の多面的機能」というのを、私はじめて聞きました。ある意味理想化された基本方針と受け止めてよろしいのでしょうか。具体的な事業に、どの程度反映されるのでしょうか。

[井良沢会長]

はい、御意見ありがとうございます。只今の倉島委員の御意見に対して事務局からお願いします。

[事務局] (環境保全課藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

倉島委員御指摘どおりの部分も実際にはございます。土地利用と一言でいいましても、具体的には社会生活や住民生活や産業の部分であったり、一括りにすれば社会的というようなことを各分野において具体的な施策につなげていくのですが、この土地利用につきましては、網羅的にならざるを得ないところがございます。そのうえで、土地利用基本計画は県土を五つの地域に区分し、その役割を記述しておりますが、ここにおいては若干網羅的な書き方とし、更に各個別法に基づく土地利用、そして、岩手県民計画や様々な各分野の計画に具体策として落とし込まれているという認識です。

[井良沢会長]

よろしいでしょうか。

[倉島委員]

「農業の多面的機能」ではなく、「農地・水田の多面的機能」というのはよく聞きます。農業の生業としての多面的機能という概念は初めて聞きましたので、この辺良く精査していただきたいと思えます。

[事務局] (環境保全課藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

貴重な御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり「業」というより「土地」の多面的機能の方が適切かと思えますので、今後においては、言葉の使い分けを考えさせていただきたいと思えます。

[井良沢会長]

倉島委員の御指摘を踏まえて精査をお願いします。

私はどうしても防災の方が気になり、防災の部分については大分読ませていただきましたが、国土利用計画や土地利用基本計画は、県全体の施策を網羅する観点から、書きぶりとしてはどうしても全般的というか網羅的・普遍的にならざるを得ないと思っています。そういった中で、岩手県らしさをできるだけ凝縮した形で計画書の中に盛り込んでいくことができればいいのかなと思っています。

他に委員の皆さんから御意見等ございませんでしょうか。

網羅的で広範囲に及ぶ計画で、計画書だけを見てもなかなか難しいのですが、事務局で分かりやすい資料を作成してくださいました。

[芳沢委員]

もしかしたら前回もお伺いしたかもしれませんが、私水沢に住んでおまして、市の中心地も国の統計のとおり空き家が散見されるようになりました。また、上田委員のお話にありましたように、あまり民家のない地域においても空き家が散見されています。以前奥州市で意見交換会があった際、私は空き家対策について質問し、閑散とした地域にあってはできれば里に降りてきていただいて、コンパクトシティの考え方を進めるべきであると話しました。

今回の改定計画書を見ますと、現行計画書よりかなり具体的で分かりやすい内容になっていると思

いました。また、資料についても分かりやすくなっているのですが、その中でも資料1-3の2ページにありますように、「人口減少下においても増加している都市的土地利用について、できれば中心市街地に都市機能を集約させて、郊外部への市街地の拡大を抑制します。」とあります。強制力がないのでなかなか難しいというお話もありましたが、県で具体的に考えていることがあれば、ぜひお聞かせいただきたい。また、来年や再来年という話にはならないのでしょうか、長期展望としてはどうなのか。

また、国でも問題となっている持ち主不明、あるいは相続の進まない土地について放置していれば被相続人がどんどん増えていく。先日の新聞報道を見て、国が期限を切って召し上げるといった措置を取れば事務的には早く進むのではないかと思いましたが、まだそこまではできないと結論付けていました。それも大変なことだとは思いますが、県での進み方や検討していることを教えていただきたい。

同様に、森林の部分でも、「所有者等が適切な森林の整備及び保全を図る」とありますが、これも、所有者が高齢になり、お金を払って管理を人に頼んだり、国に引き取ってもらいたいという申し出を断られたという方も何人か承知しています。森林の多い県としてどのように考えているか伺いたい。

【井良沢会長】

大きく2点の御質問です。

【事務局】（都市計画課澤田計画整備担当課長）

「中心市街地への誘導」の取り組みについての御質問ですが、先ほど上田委員がお話しされたように、今までなかなか実効性がある取組はされておらず、基本的に都市は拡大するという前提で政策が行われてきました。ただ、全体的に人口が減少し、今は「都市のスポンジ化」といわれておりますが縮小傾向にあります。そういった状況の中で、各市町村が策定する立地適正化計画の中で、中心市街地に居住を誘導していこうという施策に取り組んでいるところです。現在、立地適正化計画を策定しているのは県内では花巻市だけで、盛岡市と北上市が策定中ですが、なかなか進まないのが現状です。実効性のある施策は難しいというのが現実です。

【事務局】（森林整備課佐藤技術主幹兼計画担当課長）

御提言ありがとうございます。高齢化等に伴う適正な森林管理につきましては、やる気のある事業体をけん引型経営体として位置づけておりまして、その方々が個人では手入れが行き届かない森林を集約し、受委託という形で、効率的に施業を進めて適正に森林を管理していくという方法を、現在積極的に推進しています。

【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）

全般的な問題意識としまして、持ち主不明の土地をどうしていくかというお話がありましたが、正に我々も同様の問題意識を持っております。農地、林地、住宅地等いろいろあり、関係部局も多岐にわたりますし、それぞれどう考えていくかということもあります。この件につきましては、これから関係部局から意見を聴かせていただき、何か御報告できることがあれば良いと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

【事務局】（津軽石環境生活部長）

空き家や空き地については、いわゆる空き家についての特別措置法があります。持ち主を決めるといった仕組みではないのですが、管理不十分に伴い近隣に迷惑が掛かったり、衛生的に問題があった場合、行政による緊急的な措置ができるという仕組みになっております。たしか西和賀町でも空き家条例を制定されているように、対応を始めた自治体もおられます。

ただ、私有財産ですので国や行政が手を出すのには限界があります。最低限他人の居住環境に迷惑がかからないようにという考え方で、行政も取り組んでいかなければならないと考えています。

【井良沢会長】

芳沢委員、問題提起ありがとうございます。土地利用基本計画でも、人口減少社会の到来による県土への影響を、喫緊に取り組む課題として挙げております。

また、何かお気づきの点があればどんどん県に連絡していただくほか、情報交換させていただければありがたいと思います。

【細井委員】

人口減少社会の中でいろいろな課題が出てきておまして、どう対処していくかという大きな課題を抱えていると思います。中心市街地への誘導というお話もありますが、私は全面的に実施するには基本的に反対です。極端に言えば、この日本に東京が一つあればいいのかという考え方から、いろいろなことを考えて欲しいと思います。日本の国土全体の環境の素晴らしさというのは、農山村が果たしてきた役割が非常に大きいと思います。農地・林地の保全というのは、人間との共存によってなされてきたという面があります。ですからそれを原則的には継続しなければならない。しかしながら、現在の人口減少社会の中で、地方の農山村のそれぞれの集落を今までであった状況のまま維持するというのは非常に難しい状況にあると思います。したがって、先ほど上田委員も触れておりましたが、都市機能や居住を中心市街地へ誘導するような取組を市町村単独の考え方で実施しろというのは非常にハードルが高いので、国がそれを推進するような仕組みも考えて欲しい。日本の農山村が存続できる小さな拠点についても計画の中に取り込んでほしいと思っております。

【井良沢会長】

細井委員の仰るとおりだと思います。

岩手県は特に人口減少や過疎化が全国より進んでおりますので、市街地集中は必要な一方で、中山間地や過疎地の振興というのも重要な課題です。そのバランスをどうやってとるかというのは難しいと思いますが、非常に重要な課題として受け止めたいと思います。

他に委員の皆様から御意見・御質問等はございませんでしょうか。

【川村委員】

都市、農地とききましたので、森林について同じような流れで申し上げたいのですが、私が皆様のお話を聞きながら思いましたのは、街に住む人、農地に住む人、森林、中山間地で林業を営む人達、この3つの場所に暮らしがそれぞれあるということを岩手県は大事にしなければいけないと思っております。特に最近、豪雨災害で山体が崩れる、木が落ちてくるといった災害が非常に多い中で、森林整備の役割が非常に大事だと指摘されております。一方、山地で災害が発生した場合に、人が住まない

場所には復旧の手がなかなか入らない。それを考えますと、森に暮らす人、生活、林業を大事に守っていかないと、県土の保全も非常に危うくなるのかなと思っております。

【井良沢会長】

岩手県は全国よりも非常に高い森林面積率を誇っていますが、担い手の不足や高齢化により、どんどん人が少なくなっている。私も防災を研究させていただいていますが、山村での暮らしを守りつつ災害に強い地域を作っていく、産業・林業の振興のバランスは重要な課題だと思っています。

【神田委員】

私も同じことをずっと考えておりまして、例えば農業の部分でも担い手を確保するための大規模化に触れているのですが、土地をどう使うかというだけでなく、それを使う人をどう育てるかという辺りまで具体的に盛り込んだ方がすごく良いと思います。そこを守る人がいなければどの地域も成り立たないという根っこがあるので、是非、人をどう育てるかといった辺りを少し意識して盛り込めれば良いと思います。

【井良沢会長】

ありがとうございます。大切な視点ですので、事務局には検討をお願いします。

【事務局】（環境保全課藤村環境影響評価・土地利用担当課長）

先ほどのスケジュールのなかでも御説明させていただきましたが、事務局で検討させていただきながら、必要に応じて委員の皆様方の御意見を伺うこととしておりますので、よろしくをお願いします。

【井良沢会長】

国土利用計画岩手県計画など、岩手県では「協働」という言葉をよく使っていて、行政だけでなく地域の人と一緒に作っていくという考え方は、計画の中にふんだんに入っています。そういった意味では、人を中心にしながら計画を作っていくという考え方はかなり盛り込まれていると思いますが、神田委員の御意見のとおり、その辺をもう少し具体化できるよう意識して検討していただきたいと思っています。

他に御意見はありませんか。

【高橋（早）委員】

2点ほどお聞きしたいのですが、一つは参考資料の中の一番下に、「3土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」は該当なしとされておりますが、あるとすればどのような計画が記載されるものなのでしょうか。過去にはどのような計画が記載されていたのでしょうか。

もう一つは、荒廃農地の解消が記述されておりますが、元々農地は森林を伐採し開墾して造られたものと思います。耕作放棄地や人口減少・高齢化によって手が付けられなくなった土地があるということであれば、これをまた森林に戻すという考え方というか、何か政策を打っていただければ良いと思っていますが、事務局の御意見を伺いたいと思います。

【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）

開発保全計画ですが、過去には工業団地の開発計画や、国営の農地開発事業が記載されておりました。また、リゾート開発など大規模な開発計画などをイメージしていただければと思います。

【事務局】（環境保全課小野寺総括課長）

この計画にも記述しておりますが、時代や環境の変化により開発圧力が低減しているということで、この項目は時代の流れに合致しなくなってきたとの印象もあります。過去にはリゾート開発などをどう調整していくかといった問題意識があって、こういう項目が設けられたものと思われます。今は開発がどんどん進むという流れではないことから、今回は該当なしとさせていただきます。

【事務局】（森林整備課佐藤技術主幹兼計画担当課長）

耕作放棄地が森林化して山になっているということにつきましては、森林サイドとしては、山として管理していくことも可能であると思っています。ただし、そこで重要なのは、農地領域となっていたり地目が農地となっている場合、そこから除外したり、原野や山林等現況に合致した地目に変更されることを踏まえて、地域森林計画において森林として管理していくことは可能だと思います。

【高橋（早）委員】

農地のままで植林するなど人工林を造るというのは、現状では不可能なのでしょうか。

【事務局】（森林整備課佐藤技術主幹兼計画担当課長）

補助金等を活用することが考えられますが、農地への植林については補助の対象となりません。

【服部委員】

先ほどからいろいろな意見が出される中で私が気付いたのは、農業地域の取り扱いに様々なポイントがあると思います。例えば都市的利用を見ると、中心部では空き家の増加が見られる。盛岡以外では市街地・中心部から郊外への人口拡散が続いている。その原因のひとつとして、郊外での農業地域の開発が比較的進んでいて、市街化調整区域と線引きしているところはともかく、そうでないところは容易に宅地化できてしまい、郊外部に住宅地ができる。一方で、中心部では空き家の問題が起きる。先ほどから話されているとおり、これを具体的に法規制するというのは難しいとは思いますが、地域の拠点になるべく人口が集積するという施策ができるように、農地転用の観点からも御検討いただければと思います。

そして、農地の話しをしますと、先ほど高橋早弓委員からお話がありましたが、長年の耕作放棄地をどうするかという問題があります。私も裁判所の不動産競売の評価委員をやっておりますが、競売にかかっている農地を見に行くと、20年くらい耕作放棄されている農地があったりします。20年も耕作放棄していると、最初は灌木だったところがもう立派な木になっている。そういったところでも農業委員会が現況農地であるという見方を崩さないで、農地法上の農地として取り扱われますので所有権の移転などに制限がかかりますし、そこに植林することも難しいということになります。実質的に山林化・原野化しているような農地の取り扱いをもう少し柔軟にできないかと思っているところです。資料1-3の五地域区分の重複する土地利用に関する調整指導方針を見ますと、現行計画書と改定計画書（素案）の内容は基本的に変更ないようですが、人口減少と荒廃農地の解消を考えれば、12

ページの(5)農業地域と森林地域とが重複する地域については、もう少し踏み込んだ表現にしても良いのではないかと思います。

それから、上田委員のお話にもありましたが、農地に関しては競争力の高い工業用地にできる場所もあると思いますので、農地の転用に関しては、都市の人口をある程度維持するためには規制が必要な場合もあると思いますが、逆に郊外農地の観点からいうと農地からそれ以外、元の利用に戻すというか森林に戻すという考え方も進めていかなければならないと思います。一方で産業に役立つというところでは農地転用を認めていくという考え方で、メリハリのある対応ができるようになれば良いと思います。具体的な施策化は難しいと思いますが、今日は国土利用計画という複合的で高い見地からの議題ということで話させていただきました。

[井良沢会長]

御自身の経験に基づくお話しありがとうございました。

その辺のバランスは大事だと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

[事務局]（環境保全課小野寺総括課長）

専門的な見地からの御意見ありがとうございました。非常に難しい問題をはらんでいると思いながらお話を伺いました。

御指摘のあった12ページについては、制度の規定に基づいて記載するというところで、農振法と都市計画法の優先順位はこうですという記述にもなっております。服部委員の御意見をどのように反映させられるか、検討させていただきたいと思います。

[高橋（弘）委員]

農業の現場は農業改革等いろいろある中で、大変な状況にあることは皆様御存知のことと思います。計画の策定に当たっては各部署の連携、連絡調整、意見交換をしっかりとやっていただき、各分野が納得できる内容にしていただきたい。

[井良沢会長]

ありがとうございました。

国、県及び市町村の関係部署、それから地域住民、それぞれ相互の意見交換というのは大事だと、私も常々思っているところです。

[事務局]（環境保全課小野寺総括課長）

会長の仰るとおりでございます。本日の御意見の中にも関係部局との意見交換、情報収集をしていかなければならない部分が多々ございましたので、ただいまの貴重な御意見を踏まえまして努力して参ります。ありがとうございました。

[井良沢会長]

皆様から活発に御意見をいただきましたが、そろそろ終わりの時間が近づいてきました。最後にお一人くらい伺いたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5 その他

事務局から何かございますでしょうか。

[事務局] (藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

先ほどの説明でも触れさせていただきましたが、本計画書(素案)について修正等を行いましたら、皆様方から御意見を伺うということで進めさせていただきたいと思います。

次回審議会は、基本的には例年どおり「岩手県土地利用基本計画(計画図)」の変更と併せて、「岩手県土地利用基本計画(計画書)」の諮問という形で、平成30年1月に開催したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

6 閉会

[井良沢会長]

それでは、他になければこれで議事を終わりたいと思います。

円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第62回岩手県国土利用計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。